

徳島県規則第三十九号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県税条例施行規則の一部改正)

第一条 徳島県税条例施行規則(昭和二十五年徳島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「経営戦略部税務課」を「企画総務部税務課」に改める。

(徳島県会計規則の一部改正)

第二条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条(見出しを含む。)中「会計課」を「出納局会計課」に改める。

第五条第一項中「同表二の項」を「同表第二号」に改め、同項の表第一号の1中「会計課長、会計課スマート会計担当室長、会計課副課長及び会計課長が指定する会計課課長補佐並びに総務事務管理課長及び総務事務管理課副課長」を「出納局会計課の課長、副課長及び課長が指定する課長補佐並びに企画総務部総務事務管理課(以下「総務事務管理課」という。)の課長(以下「総務事務管理課長」という。)及び副課長」に改め、同号の2中「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同号の3中「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同号の7中「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同号の11中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「徳島県産業人材育成センター並びに」を削り、同号の12中「会計課」を「出納局会計課」に、「徳島県東京本部及び徳島県関西本部」を「及び本部」に改め、同表第二号の1中「の課の副課長及び室の室長補佐(会計事務について室の長を補佐する者に限る。)」並びに「を」、「」に改め、同号の5及び6中「徳島県教育委員会事務局の室を含み、かつ、」を削り、同条第二項中「課(課等及び徳島県教育委員会事務局の室を含み、かつ、」を「課等(」に、「当該課」を「当該課等」に改める。

第二十七条の三第一項の表第一号中「県立総合大学校本部の副本部長並びに」を削り、同表第六号中「及び室」、「課にあつては」及び「室にあつては室長補佐(会計事務について室の長を補佐する者に限る。)」を削る。

第五十一条中「税務課長」を「企画総務部税務課長(以下「税務課長」という。)」に改める。

第百八条第一項中「県立総合大学校本部の長を含み、」を削る。

別表第二中 「徳島県防災人材育成センター」を「徳島県防災人材育成センター」に

徳島県立保健製薬環境センター」

「徳島県立保健製薬環境センター」

、「徳島県中央こども女性相談センター」を 徳島県中央こども女性相談センター

徳島県南部こども女性相談センター に

徳島県西部こども女性相談センター」

改める。

別表第三その一の表中「会計課」を「出納局会計課」に改め、同その一の表会計課の項中「徳島県防災人材育成センター 徳島県立保健製薬環境センター」を「徳島県防災人材育成センター」に、「徳島県立二十一世紀館」を「徳島県立二十一世紀館 徳島県立保健製薬環境センター」に改め、同その一の表徳島県南部総合県民局の項中「徳島県出羽島診療所」を「徳島県南部こども女性相談センター 徳島県出羽島診療所」に改め、同その一の表徳島県西部総合県民局の項中「徳島県立西部テクノスクール」を「徳島県西部こども女性相談センター 徳島県立西部テクノスクール」に改め、同表その二の表中「会計課」を「出納局会計課」に改める。

様式第九十七号その一中「~~図画工作科~~」を「~~図画工作科~~」に、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。

（徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第三条 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「県立総合大学校本部長」を「上席秘書幹」に改め、「徳島県産業人材育成センター所長並びに」及び「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

第四条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第二条第一項中「の長」の下に「及び知事戦略公室長」を加え、同条第三項中「、徳島県産業人材育成センター」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削り、「の長」の下に「並びに上席秘書幹」を加える。

第六条第一項中「所掌又は補助執行（以下「所管」という。）する」を「所掌又は補助執行（以下「所管」という。）に係る」に改め、同条第二項中「（徳島県東京本部及び徳島県関西本部に限る。以下同じ。）」を削る。

第九条第一項中「経営戦略部管財課長」を「企画総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改め、同条第二項中「経営戦略部管財課長」を「管財課長」に改める。

第十四条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第六十三条中「十三人」を「十四人」に改める。

第六十四条第一項中「知事が指定する副知事」を「副知事（副知事が複数置かれる場合にあつては、知事が指定する副知事）」に改める。

第六十五条中「を除く」を「及び知事戦略公室長を除く」に改める。

第六十八条第二項中「監察評価課及び会計課」を「出納局会計課」に、「政策創造部地方創生局市町村課、経営戦略部人事課、財政課及び管財課」を「企画総務部財政課、管財課及び市町村課」に改める。

第六十九条中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

様式第三号中「~~、~~」を「~~、~~」に、「~~図画工作科~~」を「~~図画工作科~~」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「~~総務部長~~」を「~~企画総務部長~~」に、「」を「」に、「~~本部長・庶務部長・センター長・総合県民局・教育機関等名~~」を「所属名」に改める。

様式第六号中「（~~第22条~~）」を「（~~第22条、第23条関係~~）」に、「」を「」に改める。

様式第七号中「~~総務部長~~」を「~~企画総務部長~~」に、「」を「」に改める。

（徳島県契約事務規則の一部改正）

第五条 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「課（）」の下に「知事戦略公室及び」を加える。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第六条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第二条第一号中「及び局の長並びに」を「の長、知事戦略公室長及び」に改め、同条第三号中「財政課の長」を「企画総務部財政課の長並びに上席秘書幹」に改め、同条第四号中「、県立総合大学校本部」及び「、徳島県産業人材育成センター」を削り、「の長」の下に「並びに上席秘書幹」を加える。

第五条中「財政課長」を「企画総務部財政課長（以下「財政課長」という。）」に改める。

第二十二条第一項中「会計課長」を「出納局会計課長（以下「会計課長」という。）」に改める。

（徳島県財政事情の公表の閲覧の請求及びその方法に関する規則の一部改正）

第七条 徳島県財政事情の公表の閲覧の請求及びその方法に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「経営戦略部財政課」を「企画総務部財政課」に改める。

（徳島県公舎管理規則の一部改正）

第八条 徳島県公舎管理規則（昭和三十九年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第二号中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第三号中「部長」の下に「又は知事戦略公室長」を加える。

第五条第一項中「部長、」の下に「知事戦略公室長、」を加え、同条第一号中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改め、同条第二号中「職員厚生課長」を「企画総務部職員厚生課長」に改め、同条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「長」の下に「又は上席秘書幹」を加え、同条第三項中「（徳島県東京本部及び徳島県関西本部に限る。）」を削る。

（徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

第九条 徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「県土整備部運輸政策課」を「県土整備部港湾政策課」に改める。

第十条 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第四条第一項中「ため、」の下に「知事戦略公室、」を加え、同条第二項中「それぞれ」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「長」の下に「又は上席秘書幹」を加える。

略公室、課」に改め、

を

に改め、

県こども女性相談センター又は徳島県総合県民局の項を次のように改める。

徳島県こども女性相談センター							
児童福祉司の業務に従事する職員		児童指導員の業務に従事する職員		保健師の業務に従事する職員			
作業服上・下	二	防寒服	一	作業服上・下	二	作業靴	一
白衣	二	冬服上・下	二	夏服上・下	二	冬服上・下	二
二年	三年	二年	二年	四年	四年	二年	二年

別表未来創生文化部文化資源活用課の項の項名を「観光スポーツ文化部文化資源活用課」に改め、同項中「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に、「安全ぐつ」を「安全靴」に改め、同表徳島県産業人材育成センターの項の項名を「経済産業部産業人材課」に改め、同表農林水産部又は徳島県総合県民局農林水産部の項及び徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局農林水産部の項中「安全ぐつ」を「安全靴」に改め、同表農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課の項の項名を「農林水産部鳥獣対策・里山振興課」に改め、同項中「安全ぐつ」を「安全靴」に、「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改め、同表農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項中「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改め、同表農林水産部スマート林業課、農山漁村振興課、生産基盤課又は森林整備課の項の項名を「農林水産部林業振興課、農山漁村振興課、生産基盤課又は森林土木・保全課」に改め、同表徳島県東部県土整備局又は徳島県総合県民局県土整備部の項中「安全ぐつ」を「安全靴」に、「作業ぐつ」を「作業靴」に、「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に、「きやはん」を「脚はん」に改め、同表徳島県東部県土整備局の項中「作業ぐつ」を「作業靴」に、「安全ぐつ」を「安全靴」に、「ゴム長ぐつ」を「ゴム長靴」に改め、同表県土整備部河川整備課の項の項名を「県土整備部河川政策課」に改め、同表の注中「作業ぐつ」を「作業靴」に、「くつ」を「靴」に、「安全ぐつ」を「安全靴」に改める。

様式第一号中「~~河川整備課~~」を「~~河川整備課~~」に、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。
様式第二号中「~~河川整備課~~」を「~~河川整備課~~」に、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。

(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第十二条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第三条中「十三人」を「十四人」に改める。

第四条第一項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条を次のように改める。

(委員)

第五条 委員は、危機管理部危機管理政策課長、企画総務部政策企画課長、財政課長及び管財課長、観光スポーツ文化部にぎわい政策課長、生活環境部生活環境政策課長、こども未来部こども未来政策課長、保健福祉部保健福祉政策課長、経済産業部経済産業政策課長、農林水産部農林水産政策課長、県土整備部県土整備政策課長、出納局会計課長、教育委員会事務局教育政策課長並びに警察本部警務部会計課長をもつて充てる。

第七条中「県立総合大学校本部長」を「上席秘書幹」に改め、「徳島県産業人材育成センター所長並びに」及び「(室長を含む。)」を削る。

第十条中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

別記様式中「とき、」を「とき、」に、「ときは、」に、「~~河川整備課~~」

を「、~~職~~」に改め、「~~三~~」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 特殊な物品については、規格及び品質の各欄に附属品等についても詳細に記入すること。

- 2 ※印欄は、記入しないこと。

(徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正)

第十三条 徳島県職員の勤務発明等に関する規則(昭和四十一年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「知事が指定する副知事」を「副知事(副知事が複数置かれる場合にあっては、知事が指定する副知事)」に改め、同条第三項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第十九条中「危機管理環境部長」を「生活環境部長」に、「商工労働観光部長」を「経済産業部長」に、「、人事課長」を「並びに企画総務部人事課長」に改める。

第二十二条中「経営戦略部人事課」を「企画総務部人事課」に改める。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号(第4条関係)」に、「、」を「、」に改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号(第4条関係)」に改め、「~~三~~」を削り、「~~羽・並~~」を「~~並~~」に、「、」を「、」に、「役だつよう」を「役はつよう」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

第十四条 徳島県補償審査委員会設置規則(昭和四十一年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「総務課長」を「企画総務部政策企画課長」に、「、税務課長、県土整備政策課長」を「及び税務課長、県土整備部県土整備政策課長」に、「、営繕課長、会計課長」を「及び営繕課長、出納局会計課長」に、「及び」を「並びに」に改める。

(徳島県職員委員会規則の一部改正)

第十五条 徳島県職員委員会規則(昭和四十一年徳島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第四号を次のように改める。

三 企画総務部長

四 企画総務部人事課長

(徳島県用度事業特別会計規則の一部改正)

第十六条 徳島県用度事業特別会計規則(昭和四十二年徳島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削り、「及び室、人事委員会事務局の任用課、監査事務局の監査第一課、労働委員会事務局の調整課、収用委員会事務局、議会事務局の総務課並びに警察本部の警務部会計課」を「、人事委員会事務局任用課、監査事務局監査第一課、労働委員会事務局調整課、収用委員会事務局、議会事務局総務課並びに警察本部警務部会計

課」に改め、同条第三号中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。
第四条第一項中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加え、「経営戦略部管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

別表各課等（県立総合高等学校本部及び警察本部の警務部会計課を除く。）の項の項名を「各課等（警察本部警務部会計課を除く。）」に改め、同表県立総合高等学校本部、徳島県東京本部及び徳島県関西本部の項の項名中「県立総合高等学校本部、」を削る。

様式第四号中「四」を削る。

様式第五号から様式第七号までの規定中「四」を削り、「一」を「二」に改める。

様式第八号中「三」を「四」に改め、「四」を削り、「一」を「二」に改める。

様式第九号中「五」を削り、「一」を「二」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第十七条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 課長 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第五条第二項及び第六条第二項に規定する課、知事戦略公室、徳島県文化の森振興センター、教育委員会事務局教育政策課、人事委員会事務局任用課、監査事務局監査第一課、労働委員会事務局調整課、収用委員会事務局並びに議会事務局総務課（以下「課」という。）の長（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）をいう。

第二条第三号中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第六条中「管財課長」を「企画総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に改める。

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第二項及び第三項、第十二条、第二十六条第二項並びに第二十七条第三項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第二十九条第一項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 危機管理部消費者政策課長

二 企画総務部人事課長、財政課長及び管財課長

三 出納局会計課長

第二十九条第二項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第三十二条中「管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

附則第二項中「第二十九条第二項第六号」を「第二十九条第二項第四号」に改める。

様式第二号中「三」を「四」に改め、「四」を削り、「から、」を「から、」に改める。

様式第四号中「一」を「二」に、「所屬長」を「課長」に改め、「四」を削り、「所屬長」を「課長」に改める。

様式第十号中「所屬長」を「企画総務部長」に、「所屬長」を「課長」に改

め、「四」を削り、「、」を「、」に改める。

(徳島県庁舎等管理規則の一部改正)

第十八条 徳島県庁舎等管理規則(昭和四十五年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第四条第二項の表万代庁舎等(万代庁舎のうち、主として議会の用に供する部分を除く。)の項中「経営戦略部管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「事務部局の課」の下に「(知事戦略公室を含む。)」を加え、「課内室(」を「知事戦略公室にあつては上席秘書幹、」に、「をいう。以下同じ。)」にあつては、「を」にあつては当該に改め、「教育委員会事務局の課又は室」を「教育委員会事務局の課」に、「又は室の長(」を「の長(」に、「政策創造部地方創生局市町村課長」を「企画総務部市町村課長」に改める。

第十五条第一項第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第十七条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

(正木ダム操作規則の一部改正)

第十九条 正木ダム操作規則(昭和五十三年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「県土整備部水管理政策課」を「県土整備部河川政策課」に改める。

(徳島県土地改良財産規則の一部改正)

第二十条 徳島県土地改良財産規則(昭和五十八年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改め、同条第二項中「農山漁村振興課長」を「農林水産部農山漁村振興課長(以下「農山漁村振興課長」という。)」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第二十一条 生活保護法施行細則(昭和五十九年徳島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号中「、」を「、」に、「四和・五海・六海・七海」を「五海・六海・七海」に改める。

(徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第二十二条 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年徳島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「県土整備部水・環境課」を「県土整備部水環境整備課」に改める。

(福井ダム操作規則の一部改正)

第二十三条 福井ダム操作規則(平成七年徳島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「県土整備部水管理政策課」を「県土整備部河川政策課」に改める。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第二十四条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島

県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「課(」の下に「知事戦略公室及び」を加える。

(徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第二十五条 徳島県環境影響評価条例施行規則(平成十二年徳島県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 徳島県生活環境部環境管理課

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第二十六条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

「(特別職の指定等に関する条例(平成十五年徳島県条例第四十六号)第一条第二項に規定する政策監をいう。以下同じ。)及び」を「、」に、「の職に」を「及び知事戦略公室長の職に」に、「部長の順序とし、部長が代理する場合の順序は、経営戦略部、危機管理環境部、政策創造部、未来創生文化部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部」を「企画総務部長、知事戦略公室長、危機管理部長、観光スポーツ文化部長、生活環境部長、こども未来部長、保健福祉部長、経済産業部長、農林水産部長、県土整備部長」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第二十七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年徳島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「、」を「、」に、「回和・送送中中」を「送送中中」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十八年徳島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「経営戦略部人事課、スマート県庁推進課及び総務事務管理課」を「企画総務部人事課、総務事務管理課及び情報政策課」に改める。

(徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部改正)

第二十九条 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則(平成二十八年徳島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課」を「徳島県生活環境部サステナブル社会推進課」に改める。

(徳島県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第三十条 徳島県流域下水道事業財務規則(令和二年徳島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第二項を除く。)中「水・環境課長」を「水環境整備課長」に改める。
第二条第二項中「県土整備部水・環境課長」を「県土整備部水環境整備課長」に、「

「水・環境課長」を「水環境整備課長」に、「水・環境課副課長」を「県土整備部水環境整備課副課長」に改める。

第七十八条、第八十三条及び第八十四条第一項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。